

環水大土発第101116001号  
平成22年11月16日

土壤汚染対策法に基づく  
指定調査機関 代表者 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない  
体制の整備について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく指定調査機関については、法第31条各号で定める指定の基準に適合している必要がある。

今般、法第54条第5項に基づく指定調査機関への立入検査を実施したところ、法第31条第3号及び土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号。以下「省令」という。）第2条第4項第3号の基準に適合しないと認められる行為が明らかとなったことから、法第39条に基づき、当該基準に適合するため必要な措置を講ずべきことを命じたところである。

土壤汚染状況調査等の公正な実施は、指定調査機関の信頼性の根幹をなすものであることから、各指定調査機関におかれても、今後、特に下記の事項に留意の上、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないための体制の整備に万全を期されたい。

記

1. 前提事案

今回の事案で特に問題となったのは、以下の2点である。

- ・指定調査機関への立入検査において、当該指定調査機関から土壤汚染調査の対象となった土地について、試料採取を行い、分析を行った後、一定期間の経過後に再度試料採取を行い、再分析を行った旨の説明がなされたが、当該土壤汚染調査に係る報告書に添付された計量証明書の記載事項は、すべて一回目の試料採取・分析の結果として記載されていたこと。
- ・同立入検査において、当該指定調査機関から当該土壤汚染調査に係る報告書には、一回目の試料採取において基準適合した項目の分析結果及びその分析において基準超過した項目について再度試料採取した上で行った再分析結果を混在させ、す

べて基準適合した分析結果として記載している旨の説明がなされたが、当該土壤汚染調査に係る報告書にその旨の記載はなく、また、再委託先が一部試料を分析している旨の記載もなかったこと。

これを受け、環境省では、基準に適合していないと認められる事実が確認された指定調査機関に対し、法第31条第3号及び省令第2条第4項第3号の基準に適合するため土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないよう体制を整備することを命じた。

## 2. 今後、指定調査機関において留意すべき事項

土壤汚染状況調査等は、汚染の可能性のある土地について、単位区画における代表地点の土壤を採取して分析し、その結果をもって単位区画全体の汚染状態を評価する手法であることをかんがみれば、合理的な理由もなく、複数回の試料採取及びその分析を行う行為は、指定調査機関の信頼性の根幹にかかわる問題である。

今回の事案を踏まえ、各指定調査機関におかれても、特に以下の項目について留意し、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備に万全を期されたい。

- (1) 土壤汚染調査（土壤汚染状況調査等及び自主調査。以下同じ。）における試料採取及びその分析は、合理的な理由なく、複数回行わないこと。なお、試料採取及びその分析を複数回行った場合には、各回の試料分析結果及びその理由について、必ずその調査報告書に記載すること。
- (2) 分析を含む土壤汚染調査の作業の一部を他社に行わせた場合にあっては、当該作業の内容、当該作業を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地を必ずその調査報告書に記載すること。
- (3) 土壤汚染調査における試料採取及び分析結果につき、報告書の分析結果掲載頁に複数者の検印欄を設けること等、指定調査機関内の複数の者のチェックを受けるなどの体制になっていること。